

秋田自動車道
R 8 北上管内切土のり面土質調査

特 記 仕 様 書

令和 8 年 1 0 月

東日本高速道路株式会社 東北支社
北 上 管 理 事 務 所

目 次

	頁
第1章 総則	
1-1 調査等概要	1
1-2 適用する共通仕様書	1
1-3 テクリスへの登録	1
1-4 履行期間	2
1-5 資料の貸与	2
1-6 発注者または監督員が行う協議	3
1-7 計画工程表	3
1-8 調査等打合簿の作成及び提出について	4
1-9 成果品	4
1-10 三者協議会について	4
1-11 熱中症対策に係る費用	5
1-12 クマ対策に係る費用	5
1-13 猛暑期間を考慮した工期及び施工期間帯の設定（変更）について	6
1-14 保安に関する事項	6
1-15 環境保全に関する事項	8
第2章 業務細部に関する事項	
2-1 技術業務	9
2-2 調査ボーリング	9
2-3 地下水位観測	10
2-4 足場仮設	11
2-5 現場内運搬	11
2-6 搬入路伐採等	11
2-7 挿入式孔内傾斜計	11
2-8 安定解析	12
2-9 補償費等	12
2-10 打合せ	14
2-11 交通費・日当・宿泊費	14
2-12 成果品	14
2-13 国土地盤情報データベース検定	14
第3章 補足事項	
3-1 調査等打合せ簿への概略業務量の提示	15
3-2 遠隔立会	15
3-3 現地立入について	15
3-4 設計図書の変更及び追加が予想される内容	15

第1章 総則

1-1 調査等概要

1-1-1 調査等名 秋田自動車道 R8北上管内切土のり面土質調査

1-1-2 路線名 秋田自動車道

1-1-3 履行箇所 自) 岩手県北上市和賀町 北上西IC (8.7KP)
至) 岩手県和賀郡西和賀町大渡 湯田IC (30.3KP)

1-1-4 主な履行内容

調査ボーリング オールコア	152m
調査ボーリング ノンコア	152m
標準貫入試験	148回
土質試験	4シリーズ
地下水位観測 (自記水位計観測)	32箇所・月
挿入式孔内傾斜計観測	32回
調査ボーリング解析	152m
安定解析	1断面

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和8年7月版とする。

1-3 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書1-12-4「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が100万円以上の調査等について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日(以下「休日等」という。)及び共通仕様書1-3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

(1) 受注時は、受注者が設定した業務の始期から15日以内

(2) 登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から15日以内

(3) 完了時は、完了届提出日の翌日から15日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を

受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1-4 履行期間

本業務は、共通仕様書 1-1-3 「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から 10 日以内に、履行期間通知書（本特記仕様書様式-1）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 60 日間（まで）

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から 690 日間（まで）

※全体履行期間は余裕期間を含む日数

1-5 資料の貸与

共通仕様書 1-1-5-1 及び 3-2-2 「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。

なお、貸与予定日までに成果品を貸与できない場合の取扱いが監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
管理用平面図及び完成図	—	契約締結後	電子データ
北上管内施設管理用図面	—	契約締結後	電子データ
光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和 3 年 7 月）	—	契約締結後	電子データ
土質地質調査報告書	東北横断自動車道 大石地区 第一次土質調査	契約締結後	電子データ
健全度調査報告書	令和 6 年度 東北支社管内グ ラウンドアンカー健全度調査 業務	契約締結後	電子データ

※上記の日数は土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで、夏期休暇（3 日）を除く。

1-6 発注者または監督員が行う協議

発注者または監督員が行う協議で本業務に関連する主な施設及び管理者、必要な協議の有無並びに協議の完了予定時期は、下表のとおりとする。

なお、本項目に記載する協議は、受注者が共通仕様書1-16「関係官公署及び関係会社への手続き」に従って行う協議以外である。また、本業務の検討内容に応じて必要な協議の有無並びに完了予定時期を変更する場合がある。(2)については本特記仕様書1-14-4に基づき、光通信ケーブル等損傷事故防止対策のための協議を行う。

(1) 道路関係

位 置	路線名	管理者名	必要な協議	協議完了予定時期
B-1-1、B-1-2	町道	西和賀町	調査ボーリング等の施工箇所に関する協議	令和9年3月
B-2-1、B-2-2 B-3-1、B-3-2 B-4-1、B-4-2	林道	西和賀町	調査ボーリング等の施工箇所に関する協議	令和9年3月

(2) 電力、通信施設関係

位 置	施設名	管理者名	協議完了予定時期
B-1-1、B-1-2	電源ケーブル	東日本高速道路(株)	令和9年4月

1-7 計画工程表

1-7-1 計画工程表の記載事項

共通仕様書1-14-1「作業計画書の提出」(2)に示す作業計画書中の計画工程表(本特記仕様書様式-2)の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者とで協議の上変更することができるものとする。

計画工程表は本特記仕様書1-5「資料の貸与」に示す資料の貸与時期、本特記仕様書1-6「発注者または監督員が行う協議」に示す協議完了予定時期、共通仕様書1-22「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

設計種別		項目	備考
土質地質詳細調査	調査業務 (土質調査)	調査ボーリング	
		標準貫入試験	
		土質試験	
		地下水位観測 自記水位計設置・観測	
		挿入式孔内傾斜計観測	
		報告書の作成	

設計種別		項目	備考
	技術業務	調査ボーリング解析	
		安定解析	

1-7-2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書 1-2-2 「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、共通仕様書様式第 1-4 号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1-1-4-3 「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いを受注者と監督員とで協議の上決定するものとする。

1-8 調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書 1-2-2 「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後 7 日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後 7 日以内（休日等を除く）に受注者へ返送するものとする。

1-9 成果品

共通仕様書 1-4-5-1 「成果品」によらず下記のとおりとする。

- (1) 受注者は、業務完了届提出の概ね 30 日前までに、成果品をとりまとめた上で調査等打合簿にて監督員へ報告するものとする。
- (2) 成果品は、設計図書及び監督員の指示に従って作成し、提出しなければならない。
- (3) 報告書等の成果品の作成にあたっては、各章各節によるほか、将来の安全や維持管理の観点から、道路の計画・設計・施工・維持管理など（当該調査等以降に実施される業務）に配慮すべき事項について整理し、とりまとめるものとする。なお、これに要する費用については、関連項目に含むものとする。

1-10 三者協議会について

本業務の成果による発注工事および設計業務（以下「予定工事」という。）において発注者及び受注者並びに予定工事の受注者が協同して、本調査業務の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「予定工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議」（以下「三者協議会」という。）を開催する場合がある。

三者協議会の実施は、本調査等業務の受渡し後に別途発注者及び受注者並びに予定工事の受注者とで協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定書によるものとする。

なお、本条項の記載により受注者の三者協議会への参加を義務付けるものではない。

1-1-1 熱中症対策に係る費用

1-1-1-1 定義

熱中症対策に係る費用とは、現場作業における熱中症対策に要した費用をいう。

1-1-1-2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品目
遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

1-1-1-3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎月5月1日～9月30日とする。

1-1-1-4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症対策に係る費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

- ① 熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ② 実施状況が確認できる資料
- ③ 支払実績が確認できる資料

1-1-2 クマ対策に係る対策費用

1-1-2-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

1-1-2-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

1-12-3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。ただし、契約期間外に購入した品目については請求の対象外とする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

- ① クマ対策毎の実施数量及び実施期間
- ② 実施状況が確認できる資料
- ③ 支払実績が確認できる資料

※熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

1-13 猛暑期間を考慮した工期及び施工時間帯の設定（変更）について

猛暑（熱中症）対策として受注者が作業を中止した日数については、調査等請負契約書第23条に基づき履行期間の変更対象とする。

この場合、受注者は作業中止を含む作業計画書を提出し、当該中止が履行期間に影響を及ぼす場合に限り監督員と協議できるものとする。なお、請負代金額は変更しない。

また、猛暑時間帯の作業回避に伴う早朝・夜間作業については、必要に応じて作業時間帯を監督員と協議するものとし、これによる請負代金額の変更は行わない。

1-14 保安に関する事項

1-14-1 調査用車両の運行速度

一般道や高速道路上における運行速度は、法定速度もしくは規制速度を厳守するとともに、過積載の防止等法令を遵守するものとする。

1-14-2 調査用車両の区別

受注者は調査に使用する車両と一般車両の区別をするため、以下に示す調査用車両の標示と同等以上の標示板を設置するものとする。なお、標示内容の変更を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従わなければならないものとする。

調査用車両標示板参考図

秋田自動車道
R8 北上管内切土のり面土質調査
調査用車両
受注者名

材質：耐水合板、強化プラスチック、
布製又はラミネート加工した印刷物等
寸法：取付位置、車両の安全性を損なわず、かつ識別可能な寸法
色彩：下地黄色、文字黒色
字体：丸ゴシック体（受注者名の文字の大きさは、他の文字より大きめにする）

1-14-3 標識等の設置

- (1) 受注者は、調査関係者だけでなく、付近住民、一般通行人、一般通行車両等の第三者の安全確保を図らなければならない。
- (2) 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、調査中の安全を確保しなければならない。

(3) 受注者は、道路、鉄道、河川、水路、電力施設、通信施設、ガス施設及び水道施設等または建築物の近傍における調査にあたっては、これらに損害を与えないように十分に注意しなければならない。

(4) 受注者は、調査箇所を明確に区分し、第三者の工事現場への立入りを防止する措置を講じなければならない。

なお、受注者は、上記に示す安全対策を実施するにあたっては、必要とする箇所及び期間において、調査案内看板、標識等の交通安全施設を設置するものとする。

1-14-4 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

(1) 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するために埋設物近接箇所の調査にあたっては、東日本高速道路㈱、KDDI㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和3年7月）」（以下「マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じなければならない。なお、「マニュアル」は契約後に貸与する。

(2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- 1) 受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、調査の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。
- 2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘等の近接作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。
- 3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、管理技術者・現場作業責任者と兼ねることができるものとする。

1-14-5 現場使用資材の管理徹底

受注者は、調査箇所における使用資材及び現場保管資材等の管理強化に努めなければならない。

なお、本特記仕様書1-14-3により設置する調査案内看板、標識、バリケード、保安灯等の現場保安資材の管理についても万全の措置を講じなければならない。

1-14-6 飛散防止対策

本調査箇所では高速道路等が隣接しているため、材料等の飛散による交通車両及び一般通行人の事故等を未然に防止する措置を講じなければならない。

1-14-7 保安に関する費用

本特記仕様書1-14-1～6に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1－15 環境保全に関する事項

1－15－1 掘削流体の処理

受注者は、調査ボーリングで使用した掘削流体の処理方法について記載した計画書を監督員に提出するものとする。

1－15－2 調査箇所周辺の環境保全

受注者は、ボーリング削孔中の削孔水により、削孔周辺や道路等を汚損しないように対策を講じるものとする。

1－15－3 砂塵等の防止

受注者は、調査用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

1－15－4 騒音等に関する配慮

受注者は、調査等業務に伴う機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて調査等を行わなければならない。

1－15－5 環境保全に関する費用

環境保全に関する事項のうち本特記仕様書1－15－1～4に要する費用は、諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 技術業務

2-1-1 地形地質

地形地質踏査の地形条件は次のとおりとする。

急峻山地：0. 13 km

2-2 調査ボーリング

2-2-1 ボーリング箇所

調査ボーリングは調査位置図に示す箇所で行うものとするが、地形地質踏査結果により調査実施位置を精査しボーリング箇所の見直しが必要であると判断した場合は監督員にこれを報告するものとし、その後の取扱いについては監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。

2-2-2 調査ボーリング区分

調査ボーリング区分は、下表のとおりとする。

種別・規格		単位	数量	コア種別	せん孔深度	せん孔方向
φ 8 6 mm	礫混じり土砂	m	10.5	オールコア	50m以下	鉛直下方
	礫混じり土砂	m	3.5	オールコア	50m超 80m以下	鉛直下方
	軟岩	m	89.5	オールコア	50m以下	鉛直下方
	軟岩	m	48.5	オールコア	50m超 80m以下	鉛直下方
φ 6 6 mm	礫混じり土砂	m	10.5	ノンコア	50m以下	鉛直下方
	礫混じり土砂	m	3.5	ノンコア	50m超 80m以下	鉛直下方
	軟岩	m	89.5	ノンコア	50m以下	鉛直下方
	軟岩	m	48.5	ノンコア	50m超 80m以下	鉛直下方

2-2-3 環境保全

次に示す箇所においては、道路や住宅の近くであるためボーリング実施時に仮囲いを設置するものとする。

ボーリング番号
B-1-1、B-1-2、B-2-1、B-2-2、B-3-1、B-3-2、B-4-1、B-4-2

※B-1-1 と B-1-2、B-2-1 と B-2-2、B-3-1 と B-3-2、B-4-1 と B-4-2 は同一の仮囲いを用いるものとする。

2-2-4 給水

調査ボーリングにおける掘削は有水ボーリングで行うため、給水（給水管及び給水ポンプ設置、車両給水）をしながら行うものとする。なお、調査の実施にあたり受注者の責によらない理由により、下表に示す給水方法を変更する必要がある場合は、監督員へ報告するものとし、費用については別途監督員と協議する。

種別	規格	対象ボーリング番号	備考
給水費（車両給水）	—	B-1-1、B-1-2、B-2-1 B-2-2、B-3-1、B-3-2 B-4-1、B-4-2	
給水費（ポンプ運転）	20m以上 150m以下	B-1-1、B-1-2、B-2-1 B-2-2、B-3-1、B-3-2 B-4-1、B-4-2	車両給水位置から調査 ボーリング位置までの ポンプ運転

※B-1-1 と B-1-2、B-2-1 と B-2-2、B-3-1 と B-3-2、B-4-1 と B-4-2 は同一の給水設備を用いるものとする。

2-2-5 調査ボーリングの打ち止め位置

調査ボーリングの打ち止め位置を変更する場合は、監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

2-2-6 標準貫入試験

標準貫入試験の内訳は次のとおりとする。

土質区分	試験回数
礫混じり土砂	12 回
軟岩	136 回

2-3 地下水位観測

地下水位観測とは、共通仕様書 3-6 に従い実施するものとするが、その他事項は下記のとおりとする。

(1) 地下水位観測（自記水位計設置）

地下水位観測（自記水位計設置）は、調査ボーリング孔に自記水位計を設置するものとする。また、地下水位観測（自記水位計設置）の検測数量は箇所とする。

(2) 地下水位観測（自記水位計観測）

地下水位観測（自記水位計観測）は、設置した自記水位計を用いて共通仕様書 3-6 に従い地下水位観測を行うものとする。また、地下水位観測（自記水位計観測）の検測数量は箇所・月とする。

観測期間及び対象孔は下記のとおりとする。実際の観測期間においては実施前に監督員と別途協議する。

項目	対象ボーリング番号	期間（ヶ月）	備考
地下水位観測	B-1-2、B-2-2、B-3-2、B-4-2	8	観測データ回収頻度は最低 1 回/月とする。10 月から 11 月、4 月から 9 月を想定

2-4 足場仮設

足場仮設の区分は次のとおりとする。

種別・規格	箇所数	対象ボーリング番号	備考
傾斜地足場 15° 以上～30° 未満	1	B-1-1、B-1-2	
	1	B-2-1、B-2-2	
	1	B-3-1、B-3-2	
	1	B-4-1、B-4-2	

2-5 現場内運搬

現場内小運搬の種別及び数量は、次のとおりとする。

内訳書の項目	種別	地点数	対象ボーリング番号	備考
小運搬A	モノレール	1	B-1-1、B-2-1	
小運搬B	モノレール	1	B-2-1、B-2-2 B-3-1、B-3-2 B-4-1、B-4-2	

2-6 搬入路伐採等

調査箇所においては次のとおり立木伐採や下草刈等が必要となる。

対象ボーリング番号	伐採必要延長 (m)	標高差 (m)	
B-1-1、B-2-1	66	25	
B-2-1、B-2-2	83	18	
B-3-1、B-3-2	56	17	
B-4-1、B-4-2	47	10	

2-7 挿入式孔内傾斜計

2-7-1 設置及び観測

挿入式孔内傾斜計の設置及び観測は、切土のり面の状況を把握するために行うもの。観測期間及び対象ボーリング番号は下記のとおりとする。実際の観測期間においては実施前に監督員と別途協議する。

(1) 挿入式孔内傾斜計

区分内容	対象ボーリング番号	期間 (ヶ月)	備考
調査ボーリング完了後のボーリング孔を利用し、設置及び観測を行うもの	B-1-1、B-2-1 B-3-1、B-4-1	8	観測頻度は最低1回/月とする。10月から11月、4月から9月。

(2) 使用器材

挿入式孔内傾斜計器材は下記を標準とする。なお、下記器材によらず観測を実施する場合の取扱いは監督員と別途協議する。

細別	単位	備考
アルミケーシング	本	φ 47m×3m
アルミカップリング	個	
ケーシングキャップ類	組	
雑品	式	シール材、キャップ類等

2-7-2 資料整理

資料整理とは、本特記仕様書 2-7-1 「設置及び観測」にて得られた観測結果に基づき、地中の深度ごとの移動量・移動方向及び変位の累積傾向を経時的に変動図としてデータ整理を行うことをいう。また、資料整理は各データ集積完了後に行うものとし、各観測機器 1 基につき 1 回数量を検測するものとする。

なお、観測期間中に異常値を観測した場合は、データ整理のうえ迅速に発注者に知らせるものとし、その場合の取扱いが監督員と受注者との協議して決定するものとする。

2-8 安定解析

2-8-1 安定解析

本調査では、切土のり面の安定解析を行うものとする。なお、安定解析の区分は次のとおりとする。

種別・規格	断面数	対象ボーリング番号	備考
安定解析	1	B-4-1	

2-9 補償費等

2-9-1 支払作業員の選任

受注者は自己の職員のうちから補償費等支払業務を実施する作業員（以下「支払作業員」という）を選任し、共通仕様書 1-1 4-1 「作業計画書の提出」作業計画書に明示するものとする。

2-9-2 補償費支払調書の作成

管理技術者及び支払作業員は、支払対象者及び土地の状況を正確に把握するために事前調査を実施の上、補償費等支払調書（本特記仕様書様式第 1 号）を作成し、監督員に提出し確認を得るものとする。

2-9-3 補償費等の単価

内訳書の補償費等の単価は次のとおりとする。なお、単価には土地使用料を含んでいる。受注者は補償費等を支払対象者に支払う場合は、各単価で得られた額に対し課税区分により消費税及び地方消費税相当額を加算して支払うものとする。

また、調査実施に伴う踏荒し補償費、立木伐採補償費及びこれらに伴う立会謝金を土地所有者に支払う事態が発生した場合の取扱いについては監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

項 目	単位	単価（円）	備考
補償費 機械ボーリング 山林	地点	16,900	

課税区分		
種別	課税	非課税
土地使用料	○ (使用期間 1 か月未満の場合)	○ (使用期間が 1 か月以上の場合)
立会謝金	○	—
踏荒し補償費	—	○
立木伐採補償費	—	○

2-9-4 土地使用承諾書等

受注者は土質地質調査に伴う私有地等の使用について、支払対象者の内諾を得たときにはただちに土地使用承諾書（本特記仕様書様式第 2 号）及び補償費等請求書（本特記仕様書様式第 2-1 号）に当該支払対象者の署名及び押印を求めなければならない。また、支払対象者に対して補償費等を支払う際には補償費等領収書（本特記仕様書様式第 2-2 号）に当該支払対象者の署名及び押印を求めるものとする。

2-9-5 現地立会

- （1）受注者は、地元関係者等の現地立会を求める場合は、立会を求める目的、立会者の氏名、住所及び立場等を記載した立会承諾願（本特記仕様書様式第 3 号）をあらかじめ監督員に提出し、承諾を得るものとする。
- （2）受注者は支払対象者の現地立会を受けた場合は、立会終了後に立会証明書（本特記仕様書様式第 4 号）に当該支払対象者の署名及び押印を求めるものとする。

2-9-6 補償費等支払明細書の作成

受注者は補償費等支払業務完了後、補償費等支払明細書（本特記仕様書様式第 5 号）を作成し監督員へ提出するものとする。

2-9-7 補償費等の精算

当初契約時の補償費等に関する内訳数量は概算数量であり、最終契約変更時に前項に示す補償費支払明細書の数量に応じて精算するものとする。

2-9-8 補償費等支払業務の打ち切り

受注者は補償費等支払業務について、支払対象者の不在、不明又は金銭の受け取り拒否等の理由により支払業務の続行が不可能となった場合は、速やかに監督員報告をし、その後の取扱いについては監督員と受注者が協議の上決定するものとする。

協議の結果支払業務を打ち切ることとしたものについては、補償費等未払調書（本特記仕様書様式第 6 号）を作成し、監督員に提出するものとする。

2-10 打合せ

打合せ回数は、業務内容確認検査及び完了検査を含め6回とする。当初の打合せは現地踏査に行い、打合せの検測数量は1式とする。監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要がある場合の取扱いには監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

打合せ場所は、東日本高速道路株式会社 北上管理事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

また、Web カメラ及びWeb 会議システム等を活用して打合せを実施する場合の取扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

2-11 交通費・宿泊費

2-11-1 土質調査 交通費・宿泊費

交通費・宿泊費には土質調査の現場作業に従事する労務員すべての交通費・宿泊費を含むものとし、現地踏査により現場作業の数量に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については別途監督員と協議するものとする。

2-11-2 技術業務 交通費・宿泊費

技術業務交通費・宿泊費とは、技術業務に関する打合せに必要な交通費・宿泊費のことをいう。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については別途監督員と協議するものとする。

また、ウェブ会議システム等を活用して打合せを実施する場合の交通費・宿泊費についての取扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

2-12 成果品

報告書の表紙は、黒色、金文字製本とする。

2-13 国土地盤情報データベース検定

共通仕様書3-19「国土地盤情報データベース検定」に示す国土地盤情報データベース検定は、調査ボーリング1本当たりの検定費用を2,000円（ボーリング責任者が地質調査技士の資格を有する場合に限る。）とする。なお、調査ボーリングの数量は4本とし、ボーリング本数の増減及び資格区分の相違に伴う請負代金額の変更は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

また、共通仕様書3-19「国土地盤情報データベース検定」に示す、登録するボーリングデータの公開区分を下表に示す。

位置	ボーリング名	公開区分	備考
21.690K P	B-1-1	非公開	
21.770K P	B-2-1	非公開	
21.750K P	B-3-1	非公開	
21.730K P	B-4-1	非公開	

第3章 補足事項

3-1 調査等打合せ簿への概略業務量の提示

(1) 業務の進捗に伴い、業務内容の追加や変更に係る打合せが行われ、発注者から概略業務量の提出を求められた場合、受注者は当該業務内容に応じた適正な概略業務量(技師B換算の人工数と期間)を「調査等打合せ簿」へ記載し発注者へ提出するものとする。

なお、提出を求める概略業務量は、調査等積算基準に定めのない業務とする。

(2) 提出された概略業務量は、変更契約額・変更履行期間を拘束するものではなく、見積審査の参考に活用する等、適正な変更契約に向けた参考資料として位置付けるものとする。

3-2 遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領(令和5年10月 東日本高速道路株式会社)に基づき、共通仕様書「1-23 検査及び立会い」に定める検査及び立会いについて、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会いの実施により、受注者及び発注者の調査等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、調査着手前に監督員と協議し定めるものとする。

3-3 現地立入について

現地立入の際は、事前に監督員と十分な打合せを行わなければならない。搬入路の立木等の伐採はできる限り行わないように配慮し、伐採等が必要な場合は事前に監督員と協議するものとする。なお、これらに関する費用については別途監督員と受注者で協議の上決定するものとする。

3-4 設計図書の変更及び追加が予想される内容

(1) 関係機関との協議の結果に基づき、業務内容の変更及び追加する場合がある。

(2) 調査ボーリングの結果、調査孔閉塞、ボーリング延長、原位置試験、室内試験及び安定解析等の検討を追加する場合がある。

(3) 当初調査位置以外ののり面における調査ボーリング、標準貫入試験、土質試験等を追加する場合がある。

様式－1

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 東北支社
支社長 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名 秋田自動車道 R 8 北上管内切土のり面土質調査業務

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2－1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

2－2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

3－1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3－2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3－3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日) (3－2. 受注者が設定した業務の終期)

補償費等支払調書

監督員	主任補助監督員	補助監督員	補助監督員(施工管理員)	管理技術者

(調査等名)
(受注者名)

(作業期間)

No.

整理番号	支払対象者名	名称	踏荒し補償費			立木伐採補償費			土地使用料					左記に伴う立会謝金			合計金額 (円)	備考
		細目			金額小計 (円)			金額小計 (円)	宅地	田	畑	山林	金額小計 (円)	半日	全日	金額小計 (円)		
		単価																
1		数量																
		金額																
2		数量																
		金額																
3		数量																
		金額																
4		数量																
		金額																
5		数量																
		金額																
6		数量																
		金額																
7		数量																
		金額																
8		数量																
		金額																
9		数量																
		金額																
10		数量																
		金額																
合計		数量																
		金額																

※消費税及び地方消費税相当額の課税対象となる補償費については、その相当額を含めた額を単価として記入する。

土地使用承諾書

令和 年 月 日

土地所有者	住所
	氏名 印

私(当社)は、自ら所有する土地を、下記の者が使用することを承諾します。

記

1. 所在地

2. 使用者

(1)住所

(2)氏名

3. 使用目的

補償費等請求書

一金 〇〇〇 円也

ただし、東日本高速道路(株)起業の（調査等名）に伴う補償費等として、
上記金額を請求します。

令和 年 月 日

住所
氏名 印

内 訳

工種・名称・細目	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
合 計					

補償費等領収書

一金 〇〇〇 円也

ただし、東日本高速道路(株)起業の（調査等名）に伴う補償費等として、
上記金額を領収しました。

令和 年 月 日

(受注者名) 殿

住所
氏名 印

(規格はA4版とする)

様式第3号

監督員	主任補助監督員	補助監督員	補助監督員(施工管理員)	

令和 年 月 日

監督員 ○○ ○○ 殿

受注者

管理技術者

印

立会承諾願

(調査等名)

標記調査等の実施にあたり、次のとおり現地立会の必要があるので、ご承諾願います。

立会日時	立会場所	立会者名	立会者住所	立会目的	備考

(規格はA4版とする)

様式第4号

立会証明書

私は、東日本高速道路(株)起業の（調査等名を記載）に伴う現地立会に、次のとおり出席したことを証明します。

令和 年 月 日

(受注者名) 殿

(立会者)

住所

氏名 _____ 印 _____

(立会内容)

日時 令和 年 月 日 時

場所

目的

(規格はA4版とする)

補償費等支払明細書

監督員	主任補助監督員	補助監督員	補助監督員(施工管理員)		管理技術者

(調査等名)
(受注者名)

(作業期間)

No. _____

整理番号	支払対象者名	名称	踏荒し補償費			立木伐採補償費			土地使用料					左記に伴う立会謝金			合計金額 (円)	備考 (完了日)
		細目			金額小計 (円)			金額小計 (円)	宅地	田	畑	山林	金額小計 (円)	半日	全日	金額小計 (円)		
		単価																
1		数量																
		金額																
2		数量																
		金額																
3		数量																
		金額																
4		数量																
		金額																
5		数量																
		金額																
6		数量																
		金額																
7		数量																
		金額																
8		数量																
		金額																
9		数量																
		金額																
10		数量																
		金額																
合計		数量																
		金額																

※消費税及び地方消費税相当額の課税対象となる補償費については、その相当額を含めた額を単価として記入する。

補償費等未払調書

監督員	主任補助監督員	補助監督員	補助監督員(施工管理員)		管理技術者

(調査等名)
(受注者名)

(作業期間)

No. _____

整理番号	支払対象者名	名称	踏荒し補償費			立木伐採補償費			土地使用料					左記に伴う立会謝金			合計金額 (円)	備考 (理由等)
		細目			金額小計 (円)			金額小計 (円)	宅地	田	畑	山林	金額小計 (円)	半日	全日	金額小計 (円)		
		単価																
1		数量																
		金額																
2		数量																
		金額																
3		数量																
		金額																
4		数量																
		金額																
5		数量																
		金額																
6		数量																
		金額																
7		数量																
		金額																
8		数量																
		金額																
9		数量																
		金額																
10		数量																
		金額																
合計		数量																
		金額																

※消費税及び地方消費税相当額の課税対象となる補償費については、その相当額を含めた額を単価として記入する。

様式第7号

監督員	主任補助監督員	補助監督員	補助監督員(施工管理員)	

令和 年 月 日

監督員 ○○ ○○ 殿

受注者

管理技術者

印

補償費等支払業務報告書

(調査等名)

標記調査等の実施に伴う補償費等の支払業務を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1. 補償費等請求書(様式第2-1号)
- 2. 補償費等領収書(様式第2-2号)
- 3. 立会証明書(様式第4号)
- 4. 補償費等支払明細書(様式第5号)
- 5. 補償費等未払調書(様式第6号)

以 上

(規格はA4版とする)